

取 扱 基 準

名 称	にいがた agribase 事業補助金（親元等就農支援事業）
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	本市の農地を守り農業を維持・発展させるため、親元就農後の収入低下や経営継承時に伴う出費など経済的な不安を解消するための資金を交付する。
目 標	数値化■ 非数値化□
	事業を活用した新規就農者 9人/年 <目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の 内 容	収入低下や出費などを補うための資金
補助額 及びその算定方法 又は補助率	最大 100 万円／経営体 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和 5 年 4 月 1 日
評価の時期	令和 7 年 9 月 30 日
終 期	令和 8 年 3 月 31 日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 事業実施主体は可能な限り、新潟市からの補助金を受けて実施されている旨を記載する。 〔媒体〕
担当部署	農林水産部 農林政策課 担い手育成室 電 話：025-226-1768（直通） e-mail：nosei@city.niigata.lg.jp